

障害者福祉サービス ガイドブック

【令和8年度版】

川北町 福祉課

〒923-1267 川北町字壺ツ屋 196 番地（川北町保健センター内）

電話番号 076-277-8388（福祉課直通）

こちらのガイドブックは毎年更新しております。川北町ホームページにてご確認ください。

- ◆この冊子は、川北町及び県、国等において実施している障害福祉サービスについて、その概要をまとめてあります。
- ◆各サービス等の内容については、制度改正により変更になる場合がありますのでご留意ください。
- ◆実際にサービスを利用する際は、詳細について各関係機関にお問い合わせください。

問・・・問合せ先の表示

各障害福祉サービス	掲載ページ
1. 障害者手帳	2～4
2. 障害福祉サービス	5～7
3. 補装具・軽・中等度難聴児補聴器購入費等の助成・日常生活用具	8～9
4. 身体障害者介助用自動車改造費助成事業	9
5. 医療費助成	10～11
6. 手当・障害年金	12～13
7. 心身障害者扶養共済制度	13
8. 税の優遇制度	14～15
9. 有料道路通行料金割引	16
10. 川北町タクシー利用助成制度	16～17
11. 指定宿泊施設利用助成	17
12. その他割引制度	17～19
13. ヘルプマーク	19
14. ヘルプカード	20
15. いしかわ支え合い駐車場制度	20
16. 駐車禁止除外	20
17. 郵便による不在者投票	20～21
18. 盲人用点字小包の無料配達	21
19. 青い鳥郵便はがきの無料配布	21
20. 川北町身体障害者福祉協議会	21
21. 身体障害者相談員・知的障害者相談員	21
22. 障害者110番	21

1. 障害者手帳

心身に障害のある人が福祉サービスを利用する場合や、各助成制度の適用を受ける場合には、その障害の状態に応じた各種障害者手帳の交付を受けることが必要となります。

① 身体に障害がある場合

身体障害者手帳(エンジ色)は肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、心臓機能障害に代表される内部障害など身体に障害を持つ方が町へ申請し、県で判定され手帳が交付されます。障害の程度に応じて1級(重度)から6級(軽度)までの等級に区分されます。障害程度により再認定が必要な場合があります。

[身体障害者手帳の手続きに必要なもの] 申請者本人が申請する場合

	交付申請書	再交付申請書	居住地・氏名変更届	診断書・意見書※1	顔写真2枚※2	個人番号カード	返還届	身体障害者手帳
新規	○			○	○	○		
障害程度変更		○		○	○	○		○
紛失・破損		○			○	○		△
再認定		○		○	○	○		○
氏名・居住地等変更			○			○		○
返還							○	○

※1 診断書は身体障害者福祉法第15条指定医師による記入が必要です。また、診断書は診断日から3か月間有効です。

※2 顔写真は上半身脱帽、正面から写っているもので、1年以内に撮影し、写真用紙を使用したものを提出ください。

写真サイズは縦4cm×横3cmとなります。

※ 申請受付から手帳が交付されるまで、診断書に不備がない場合約1ヶ月かかります。

② 知的に障害がある場合

療育手帳(青色)は知的に障害がある方が町へ申請し、18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所で判定され、県から手帳が交付されます。障害の程度に応じてA(重度)とB(中軽度)に分けられています。定期的に再認定を行い、障害程度の見直しが必要な場合があります。

[療育手帳の手続きに必要なもの] 申請者本人が申請する場合

	交付申請書	更新申請書	記載事項変更届	生活現状調査票※1	再交付申請書	顔写真1枚※2	個人番号カード	返還届	同意書	申出書	療育手帳
新規	○			○		○	○		○ ※3		
更新		○		○		○	○				○
紛失・破損					○	○	○				○
氏名・居住地・保護者変更			○				○				○
県外から転入	○			○		○	○			○	○
返還								○			○

※ 新規・更新・転入の申請の際に、既に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、そちらの手帳もご提出ください。

※1 生活現状調査票は、『未就学児用』『学齢児童・者用』の2種類あります。

※2 顔写真は上半身脱帽、正面から写っているもので、1年以内に撮影し、写真用紙を使用したものを提出ください。写真サイズは縦4cm×横3cmとなります。

※3 同意書は、18歳以上の方が新規で申請されるときにのみ提出ください。

※ 申請受付から手帳ができるまで、約5か月かかりますので、ご了承ください。

③ 精神に障害がある場合

精神障害者保健福祉手帳(白色)は精神障害(知的障害を除く)のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方が町へ申請し、県で判定され手帳が交付されます。障害の程度に応じて1級(重度)から3級(軽度)に分かれています。有効期間は2年間で、更新手続きが必要です。

[精神障害者保健福祉手帳の手続きに必要なもの] 申請者本人が申請する場合

		申請書	顔写真1枚※1	個人番号カード	診断書※2	記載事項変更届 再発行申請書	年金証明書等	同意書※3	返還届	手帳
障害年金による申請	新規	○	○	○			○	○		
	更新	○		○			○	○		○
診断書による申請	新規	○	○	○	○					
	更新	○		○	○					○
共通	等級変更	○	○	○	○					○
	紛失・破損		○	○		○				△
	氏名・居住地等変更			○		○				○
	県外から転入	○	○	○		○		○		○
	返還								○	○

※1 顔写真は上半身脱帽、正面から写っているもので、1年以内に撮影したものを提出してください。写真サイズは縦4cm×横3cmとなります。

※2 診断書は、精神疾患による初診日から6か月を経過後に、精神保健指定医、その他精神障害の診断または治療に従事する医師が作成したものをご提出ください。また、自立支援医療費と同時に申請される方は手帳用の診断書とともに投薬内容届を添付してください。

※3 同意書は、年金事務所等に、年金の等級や年金を受ける理由となった障害を照会するために使用します。

※ 診断書による申請は受付から手帳交付まで約1か月半かかります。
また障害年金証書による申請は受付から認定まで約3か月かかります。

※ 上記①②③の手帳を申請者のご家族や施設の職員、代理人が申請する場合は記載の必要書類の他に代理人の確認、代理人の身元確認をさせていただきます。

④ ミライロID（障害者手帳アプリ）

☎ 株式会社ミライロ

お持ちの障害者手帳をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を公共施設等で提示することで障害者割引を受けることができます。

詳しくはミライロIDのホームページをご覧ください。 <https://mirairo-id.jp/>

2. 障害福祉サービス

問・福祉課

障害のある方、難病の方が、以下のサービスを利用することができます。利用するときは、まず、町に利用の申請をしていただきます。そのあと、町担当者や相談支援事業者が利用者や家族の状況等について聞き取り調査を行い、利用回数、利用料金を決定することになります。

なお利用料金は、利用者本人や家族の所得に応じて決められます。

(月額負担額の上限あり)

※ 障害の状況や年齢に応じて利用できるサービスが異なります。

① 介護給付 ※表中の㊦は「障害者」、㊧は「障害児」であり、それぞれが利用できるサービスです

居宅介護 (ホームヘルプ) ㊦㊧	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護 ㊦	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う(日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。)
同行援護 ㊦㊧	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
行動援護 ㊦㊧	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
療養介護 ㊦	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護 ㊦	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
短期入所 (ショートステイ) ㊦㊧	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度障害者等包括支援 ㊦㊧	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
施設入所支援 ㊦	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

② 訓練等給付

自立訓練 ㉑ (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う
就労選択支援 ㉒	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントを行い、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるように支援する
就労移行支援 ㉓	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 ㉔ 【A型(雇用型)・B型(非雇用型)】	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う・A型(65歳未満)＝雇用契約に基づく・B型＝雇用契約に基づかない
就労定着支援 ㉕	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
自立生活援助 ㉖	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
共同生活援助 (グループホーム) ㉗	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う

③ 地域生活支援事業

相談支援事業 ㉘㉙	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う
日常生活用具給付等事業	障害の程度や種類により自立生活支援用具など日常生活用具の給付又は貸与を行う (詳細は、9ページ③日常生活用具の給付 参照)
移動支援事業 ㉚㉛	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う
日中一時支援事業 ㉜㉝	介護者がさまざまな理由により、日中に介護できないときに事業所で一時的に活動の場を確保し、見守りなどの支援を行う

意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う
地域活動支援センター事業 ^④	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない高齢者、障害者等が適切に成年後見制度を利用できるよう必要な援助を行う
更生訓練費給付事業	障害者の社会復帰の促進を目的とした、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に更生訓練費を支給する
巡回支援専門員整備事業	障害が「気になる」段階から支援を行うため、専門員が保育所等の施設や場を巡回し、指導及び助言等の支援を行う
その他の事業	自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う

⑤ 障害児通所支援

児童発達支援	施設において、障害がある児童に日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得、集団生活への適応訓練等や家族への支援を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等、必要な支援を行う
医療型児童発達支援	施設において、障害がある児童に医療の提供や、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得、集団生活への適応訓練等や家族への支援を行う
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等に生活能力向上のため訓練等や放課後等の居場所づくりの支援を行う
保育所等訪問支援	保育所等※を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する ※保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

3. 補装具・日常生活用具の給付

問・福祉課

① 補装具の給付

対象者 身体障害者手帳をお持ちで、手帳に記載の障害に対し補装具を必要とする方
難病患者等(政令に定める疾病)

内容 障害がある人の身体的欠損や機能障害を補い、日常生活や就業活動を容易にするため、身体障害者手帳をお持ちで、手帳に記載の障害に対する必要な補装具の購入費用(壊れた場合は修理費用)を助成します。

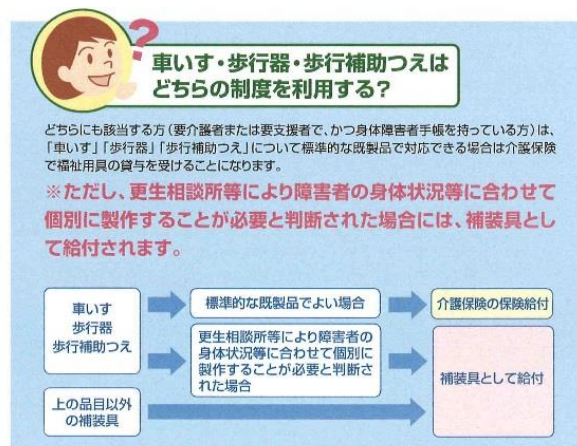
② 交付決定を受けた後で購入(注文)しなければ、助成の対象となりません。

また、申請者が介護保険など他の法令で購入対象となるような場合は、そちらが優先されます。しかし、介護保険を受けていても補装具の適用となる場合もありますので、購入(注文)の前にご相談ください。

利用者負担 原則1割負担となります。

(所得税額等に応じて自己負担上限額あり)

補装具の種類
義肢・装具・姿勢保持装置・車椅子・歩行器・ 車載用姿勢保持装置・歩行補助杖・重度障 害者用意思伝達装置・補聴器・眼鏡・義眼・ 盲人用安全つえ など



申請に必要なもの

- ・申請書 ・医師の意見書(一部必要のないものもあります) ・補装具の見積書
- ・個人番号がわかるもの

② 軽・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

対象児 川北町にお住まいで、18歳未満の方

- ・両耳の聴カレベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・医師から補聴器の装用が必要であると判断された方

内容 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用(壊れた場合は修理費用)の一部を助成します。

② 対象児が他の法令等で購入費の助成を受けられる場合はそちらが優先されます。

また世帯の所得により助成対象外となることがあります。

利用者負担 原則1割負担となります。(所得税額等に応じて自己負担上限額あり)

申請に必要なもの ・申請書 ・医師の意見書 ・補聴器等の見積書

③ 日常生活用具の給付

対象者 身体障害者手帳所持者、療育手帳 A 所持者(原則として3歳以上18歳未満)

内容 在宅で障害がある人の身体的欠損や機能障害を補い、日常生活や就業活動を容易にするため、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳に記載の障害に対する必要な用具を給付または貸与します。

また、在宅の療育手帳 A 所持者(3歳以上の排尿又は排便の意思表示が困難な者)については、排泄管理支援用具(紙おむつ)を18歳になった年度末まで給付します。

⑨ 交付決定を受けた後で購入(注文)しなければ、助成の対象となりません。

利用者負担 原則 1 割負担となります。(所得税額等に応じて自己負担上限額あり)

申請に必要なもの ・申請書 ・用具の見積書 ・用具のわかるパンフレットなど ・障害者手帳
・個人番号がわかるもの

対象日常生活用具	用具の用途等
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いる椅子等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
住宅改修用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

4. 身体障害者介助用自動車改造費助成事業

問・福祉課

対象者 車いす利用の重度身体障害者(所得制限があります)

内容 車のリフト付車両への改造費用、またはリフト付車両や低床車両、回転シート付車両の購入費用の一部を助成します。

⑨ 購入後に申請されますと、助成の対象となりませんので、利用するときは、まず町に助成の申請をしていただきます。

助成額 改造費用の1/2で上限額30万円とする。(千円未満は切り捨てる)

5. 医療費助成

① 障害者医療費の助成

問・住民課

- 対象者** ・身体障害者 1～3級所持者
・療育手帳所持者
・精神障害者保健福祉手帳1級所持者

内 容 保険適用分の医療費の一部を助成。ただし、保険の対象とならない費用(差額ベッド代・食事代等)については助成の対象にはなりません。

助成方法 手帳を取得後、医療費助成資格申請を行い、受給者証を取得して下さい。受診する医療機関で受給者証を提示すると、医療費の会計窓口での支払いがなくなります。但し、石川県外の医療機関では使用できないため、県外では医療費を支払って下さい。

県内外の医療機関で医療費を支払った場合は、領収書を添えて、診療月翌月以降に役場住民課へ申請して下さい。なお申請には期限がありますのでご注意ください。

申請方法 医療費を支払った場合は、申請書【医療費支給申請書(請求書)】に領収書を添えて住民課へ診療月翌月から1年以内に申請して下さい。(保険点数の記載がない領収書やレシートで支給できませんので、申請の前に医療機関から点数等記載の証明を受けて申請して下さい。)

② 更生医療(自立支援医療)

問・福祉課

対象者 身体障害者手帳所持者(18歳以上)

内 容 身体障害者の障害を除去、または軽減して職業能力を増進し日常生活を容易にすることを目的とした医療費を助成します。

医療の対象範囲

手術による障害の除去又は障害の程度の軽減が見込まれること、またはカテーテル手術等内科的治療を除く心臓・腎臓・肝臓・小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で日常生活に著しい制限を受ける程度であると見込まれ、医療の開始前に 判定を受けている方。

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害で医療の開始前に判定を受けている方。

自己負担

原則 1割の自己負担ですが、加入する医療保険の世帯員の所得(町民税)に応じて月額負担上限額が定められています。※自己負担分は、障害者医療費助成の対象であれば後日領収書を添えて申請することで還付されます。

③ 育成医療(自立支援医療)

問・福祉課

対象者 18歳未満で、身体に障害をもっている、または今かかっている病気をそのまま放置すると身体に障害が残る可能性があるなど、手術等によって障害の改善が見込まれる方。

内 容 医療費の一部を助成します。

医療の対象範囲

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、心臓・腎臓・肝臓・小腸の機能障害(手術等外科的治療により障害の除去又は障害の程度の軽減が見込まれること)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、その他先天性内臓障害。

自己負担

原則 1 割の自己負担ですが、加入する医療保険の世帯員の所得(町民税)に応じて月額負担上限額が定められています。※自己負担分は、後日領収書を添えて申請することで乳幼児医療費助成事業の対象となります。

④ 精神通院医療(自立支援医療)

問・福祉課

対象者 精神疾患で継続的な通院治療が必要な方

内容 精神障害の適正な医療を普及し早期発見、早期治療によってその効果を高めるため通院にかかる医療費を助成します。

医療の範囲

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症)等、3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された方。

自己負担 更生医療に準じます。

⑤ 精神障害者通院医療費の助成

問・福祉課

対象者 川北町にお住まいで、自立支援医療(精神通院医療費)の受給者

内容 自立支援医療(精神通院医療費)の保険適用分の医療費自己負担額を全額助成します。

⑨ 高齢者医療費、障害者の医療費、川北町乳幼児・児童生徒等医療費支給の規定に該当する方は対象外となります。

申請方法 医療機関窓口で自己負担分を一旦支払い、その領収書を添えて申請して下さい。ただし、診療翌月から1年以内の領収書に限ります。

⑥ 精神障害者入院医療費の助成

問・福祉課

対象者 川北町にお住まいで、精神障害者保健福祉手帳2級所持者

内容 精神科での精神疾患治療のための入院にかかる医療費の2分の1を助成します。食事代・差額ベッド代・消耗品費等は対象外となります。高額療養費等が支給される場合は、その金額を差し引いた額の2分の1を助成します。

⑨ 高齢者医療費、身体障害者及び知的障害者の医療費、川北町乳幼児・児童生徒等医療費支給の規定に該当する方は対象外となります。

申請方法 医療機関窓口で自己負担分を一旦支払い、その領収書を添えて申請して下さい。ただし、診療翌月から1年以内の領収書に限ります。また、高額療養費の支給対象の場合は、その手続きが完了してから申請して下さい。

6. 手当・障害年金

① 特別障害者手当

問・福祉課

対象者 20歳以上で以下の①、②、③に該当する方。

- ① 障害程度が認定基準に該当する
- ② 施設に入所していない
- ③ 病院等に継続して3ヵ月を超えて入院していない

内容 精神又は身体に著しい重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害のある方に支給されます。

手当額 月額 30,450円(令和8年4月～) ※所得制限があります。

支給月 2月、5月、8月、11月

② 障害児福祉手当

問・福祉課

対象者 20歳未満で以下の①、②、③に該当する方。

- ① 障害程度が認定基準に該当する
- ② 障害を事由とする年金を受給していない
- ③ 施設に入所していない

内容 重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給されます。

手当額 月額 16,560円(令和8年4月～) ※所得制限があります。

支給月 2月、5月、8月、11月

③ 特別児童扶養手当

問・住民課

心身に障害のある児童を家庭において監護している父母(養育者)に対して、その児童の福祉の増進を図ることを目的として、国が特別児童扶養手当を支給します。

※支給要件等は、手帳の等級は関係なく別途ありますので、詳細については住民課までお問い合わせ下さい。

手当額 手当の額は、児の障害の程度に応じて支給額が定められています。

・1級 月額58,450円 ・2級 月額38,930円

支給対象期間・支給月 手当の支給は、申請をした日の属する月の翌月から始まります。

・12～3月分:4月 ・4～7月分:8月 ・8～11月分:12月

申請に必要なもの

- ・認定請求書
- ・特別児童扶養手当用診断書
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・戸籍謄本
- ・住民票謄本
(対象児の住民登録が町外にある場合)
- ・振込口座申出書
- ・養育申立書
(父母以外が請求する場合)
- ・別居監護申立書
(請求者と対象児が別居の場合)

④ 障害年金

問・小松年金事務所

内容 病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金。

「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。詳細は年金事務所へお問い合わせください。

相談方法 小松年金事務所へ電話にて相談予約をしてください。

電話番号 0761-24-1791 自動音声でのご案内となりますので「1-2」を選択してください。

7. 心身障害者扶養共済制度

問・福祉課

① 心身障害者扶養共済制度

対象者 次のいずれかに該当し、将来、独立自活することが困難であると認められる方を扶養している保護者

- ① 身体障害者手帳 1～3級を所持する方
- ② 療育手帳を所持する方
- ③ 精神又は身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められる方

内容 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

加入できる保護者 ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満の健康な方
・障害のある方1人に対して加入できる保護者は1人です。

掛金 保護者の加入した年度の4月1日時点での年齢によります。(令和7年4月1日現在)

加入時の年齢	掛金月額 (1口あたり)	加入時の年齢	掛金月額 (1口あたり)
35歳未満	9,300円	50歳以上55歳未満	18,800円
35歳以上40歳未満	11,400円	55歳以上60歳未満	20,700円
40歳以上45歳未満	14,300円	60歳以上65歳未満	23,300円
45歳以上50歳未満	17,300円		

※掛金は税金の控除の対象となります。

※掛金月額は制度の改正により変更となることがあります。

年金支給額 加入者が死亡、重度障害の場合に心身障害者に加入口数に応じて年金が支給されます。(1口加入:月額2万円、2口加入:月額4万円)

② 川北町心身障害者扶養共済制度の掛金助成

内容 心身障害者扶養共済制度加入者の負担軽減を図るため、掛金を一部助成します。

助成額 1口目の掛金のうち、石川県心身障害者扶養共済制度で減免された後の実質支払金額の1/2を助成します。

8. 税の優遇制度

① 所得税、住民税の障害者控除

問 税務署・町税務課

内容 本人または控除対象配偶者、扶養親族などが手帳をお持ちの方は、所得税、住民税の控除が受けられます。

種類	対象者
障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が下記手帳を所持している ・身体障害者手帳3～6級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2、3級
特別障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が下記手帳を所持している ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級
同居特別障害者控除	常に同居する扶養親族が特別障害者控除に該当する方

詳しくはこちらをご覧ください↓



② 贈与税(国税)

問 税務署

内容 特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出ください。

※特定障害者とは、特別障害者(知的または身体の重度障害者)及び障害者のうち精神に障害のある方をいいます。

障害者と税(国税) ↓

③ 相続税(国税)

問 税務署

内容 相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者のときは20万円)が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。



④ 自動車税・軽自動車税の減免

問 県税事務所・町税務課

内容 手帳をお持ちの方が、日常生活に不可欠な生活手段として使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、全額減免となります。(減免台数は、障害者等1人につき1台)

要件 (1)手帳の種類・障害が『障害福祉サービス一覧表』(冊子後付)の要件を満たし、かつ下記のいずれかに該当する

本人運転	専ら障害者が自ら運転
家族運転	専ら障害者の通学、通院、通所又は生業のために障害者と互いに協力扶助し、日常生活の資を共通にしている親族が運転
介護者運転	専ら障害者の通学、通院、通所又は生業のために障害者を常時介護する者が運転(介護期間が少なくとも1年以上あり、週3日程度以上運転を行っているか又は行う見込みのある場合で、事前に町役場において証明され、身体障害者手帳に常時介護者として氏名等の記載がある者)

詳しくはこちら
をご覧ください
軽自動車税↓



自動車税↓



(2)手帳所持者本人が所有する自動車

(身体障害者手帳所持者が18歳未満の場合、又は療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持しているときは、同居の親族が所有する自動車)

(3)申請期間と申請場所

申請時期	申請期間	申請場所
自動車を新規取得し、自動車税が課税になる場合	自動車を取得(登録)する日	県税務課自動車税グループ分室(金沢市直江東自動車会館内)
自動車を新規取得し、自動車税が共に課税にならない場合	翌年度の4月1日から納期限の日まで	小松県税事務所
普通自動車を4月1日現在所有しており、要件を満たす場合	ア:納期限内 イ:納期限後から2月末日まで(毎年3月を除く)	
普通自動車を4月1日現在所有しており4月1日以降に要件を満たすようになった場合	減免の要件を満たすこととなった日以降 (毎年3月を除く)	
軽自動車を4月1日現在所有しており、要件を満たす場合	その年の納期限の日まで	町税務課

⑤ その他の税

問・各金融機関・税務署

金融機関における預貯金の利子所得、公債の利子について、少額貯蓄非課税制度が適用になる場合があります。

その他の税↓



9. 有料道路通行料金割引

問・福祉課

対象者 手帳の種類・障害が『障害福祉サービス一覧表』(冊子後付)の要件を満たす方

内容 通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障害者の方に対しての割引制度。あらかじめ福祉課またはオンラインで申請が必要。要件をみたしている自動車で高速道路を通行する際、手帳の提示または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」のご提示、ETC 登録により割引を受けることができます。

区 分	所持する手帳の等級等	
	本人運転	介護者運転
対 象 者	第 2 種身体障害者	第 1 種身体障害者 } が乗車 療育手帳 A 所持者 }
対 象 車 両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人自らまたは介護者が運転する自動車(二輪含む) ・ 事前申請において登録できる自動車は本人または本人と生計を一にする方が所有するものに限る。(ない場合は日常的に介護者が有するもの) 	
割 引 率	50%(距離に関係なく)	
申請に必要なもの及び方法	① 障害者手帳 ② 登録する自動車の自動車検査証 ③ 割賦契約書又はリース契約書(割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている場合のみ) ④ 免許証(本人運転の場合のみ) <ETC 割引を受けるとき> ⑤ 障害者本人名義(20 歳以上の場合)の ETC カード ⑥ ETC 車載器管理番号が確認できるもの 町の証明を受けた証明書を「有料道路 ETC 割引登録係」へ郵送していただきます。 割引適用開始日は登録係からの通知にてご確認ください。 (登録に2週間程度かかります)	

10. 川北町タクシー利用助成制度

問・福祉課

対象者 川北町にお住まいで、19歳以上(年度中に19歳になる者を含む)、かつ以下に該当する者

交付対象者	確認書類
身体障害者手帳1、2級所持者(下肢・体幹及び視覚に障害をお持ちの方については、1級から3級)	身体障害者手帳
療育手帳所持者	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者	精神障害者保健福祉手帳

- 内 容** 日常生活の外出時にタクシーを利用する際、料金の一部普通初乗り運賃を助成します。
- ・申請いただいた後、利用証と助成券を交付します。
 - ・車内で利用証を提示し、助成券を提出して下さい。
 - ・助成券は1か月あたり2枚ご利用できます。
 - ・利用できるタクシー事業所については、お問い合わせ下さい。

- 申請に必要なもの** ①川北町タクシー利用証兼助成券交付申請書
②障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示

11. 指定宿泊施設利用助成

問・福祉課

対象者 障害者本人…身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの川北町在住の在宅障害者（施設入所者が施設の行事で宿泊する場合は対象となりません。）

付き添いの方…重度の障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳1級保持者）の付添人。なお、付添人は申込者1人につき付添人1人まで。

内 容 障害者手帳をお持ちの方が、助成指定の温泉旅館を利用される場合、利用料金から割引を受けることができます。利用されるときは、福祉課へ申請して下さい。

- ・宿泊利用1回（連泊を含む）につき、3,000円/人（年間1回）
- ・日帰り利用1回につき、1,000円/人（年間3回）

※旅行会社を通じた予約・ネット予約等の場合割引を受けられないこともあります。

指定宿泊施設 令和7年4月1日現在22施設

葉渡莉(加賀市)	川端の湯宿滝亭(金沢市)	日本の宿 のと楽(七尾市)
ゆのくに天祥(加賀市)	休暇村能登千里浜(羽咋市)	はまづる(七尾市)
森の栖(加賀市)	いこいの村能登半島(志賀町)	国民宿舎能登小牧台(七尾市)
白山菖蒲亭(加賀市)	シーサイドヴィラ渤海(志賀町)	珠洲ビーチホテル(珠洲市)
すゞや今日楼(加賀市)	加賀屋(七尾市)	ホテルこうしゅうえん(輪島市)
ホテル翠湖(加賀市)	あへの風(七尾市)	小松グリーンホテル(小松市) (貸切風呂利用時のみ適用)
まつさき(能美市)	ホテル海望(七尾市)	
のとや(小松市)	お宿すず花(七尾市)	

※令和6年能登半島地震の影響により休業中の施設もあります。

施設をご利用の際は、あらかじめ施設ホームページをご確認のうえご利用ください。

12. その他割引制度

問・福祉課・各事業者

項目	対象者等	割引	申し込み	備考
JR旅客 (鉄道) 運賃	第1種身体障害者手帳 第1種療育手帳 第1種精神障害者保健 福祉手帳	本人50% 介護者50%	乗車券販売窓口	普通乗車券(本人単独 で乗車する場合は、片 道100kmを超える 場合のみ適用)

項目	対象者等	割引	申し込み	備考
J R 旅客 (鉄道) 運賃	第2種身体障害者手帳 第2種療育手帳 第2種精神障害者保健 福祉手帳	本人50%	乗車券販売窓口	普通乗車券(片道 100kmを超える場 合のみ適用)
	普通回数券・普通急行券(第1種の障害者かつ介護者と共に乗車する場合のみ適用) 定期乗車券(第1種の障害者かつ介護者と共に乗車する場合、第2種の12歳未満 の障害者が介護者と共に乗車する場合のみ適用(介護者も割引))			
I R いし かわ鉄道 (株)旅客 運賃	第1種身体障害者手帳 第1種療育手帳 第1種精神障害者保健 福祉手帳	本人50% 介護者50%	各駅	普通乗車券、定期乗車 券、回数乗車券
	第2種身体障害者手帳 第2種療育手帳 第2種精神障害者保健 福祉手帳	本人50% 介護者50% (本人が12 歳未満の場合 のみ)	各駅	本人：普通乗車券、定 期乗車券、回数乗車券 介護者：定期乗車券
のと鉄道 (株)旅客 運賃	第1種身体障害者手帳 第1種療育手帳 第1種精神障害者保健 福祉手帳	本人50% 介護者50%	各駅	初乗り運賃よりは安 くならない
	第2種身体障害者手帳 第2種療育手帳 第2種精神障害者保健 福祉手帳	本人50% 介護者50% (本人が12 歳未満の場合 のみ)	各駅	初乗り運賃よりは安 くならない 2種、精神手帳2、3 級の場合、介護者は通 勤通学定期乗車券の み対象割引
北陸鉄道 (株)旅客 運賃	障害者手帳の所持者	普通乗車券 本人50% 介護者50%	乗車券販売窓口 または、車内に て係員へ提示	介護者の割引につい ては、係員が必要とみ なしたとき
タクシー 運賃	障害者手帳の所持者 (精神障害者保健福祉 手帳所持者は未対応の 場合がある)	運賃1割(端 数切捨)	石川県タクシー 協会	車内にて運転手へ提 示

項目	対象者等	割引	申し込み	備考
航空運賃	障害者手帳の所持者 (12歳以上)	各航空会社により異なる	航空券販売窓口にて手帳を提示	本人と介護者1名に対して割引
白山白川郷ホワイトロード	障害者手帳の所持者	障害者割引利用料(片道) 軽自動車 700円 普通車 800円	料金所で障害者手帳などを提示	障害者手帳所持者が左記車両を運転する場合または同乗している場合に適用
各施設入場料等	障害者手帳の所持者	本人、介護者	手帳の提示	各施設により割引内容が異なります
携帯電話料金	各携帯電話会社による	各携帯電話会社による	各携帯電話会社	
NTT 無料番号案内(ふれあい案内)	身体障害者手帳 (視覚1~6級、上肢・体幹障害1.2級、聴覚2~6級、音声・言語・そしゃく機能3.4級) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 所持者	全額免除	ふれあい案内事務局 0120-104174	事前に登録が必要
NHK放送受信料の減免	障害者手帳所持者が世帯構成員であり、かつ、世帯全員が住民税非課税の場合	全額免除	町福祉課で申請書(手帳、印鑑必要)を提出し、証明を受ける	福祉課で申請しNHKへ送付
	視覚・聴覚障害者、重度の障害者手帳所持者が世帯主の場合	半額免除		

※上記以外でも障害のある方に対して割引を実施している場合があります。

13. ヘルプマーク

問・福祉課

対象者 義足や人工関節を使用している、内部障害や難病、妊娠初期など、援助や配慮を必要としている方

内容 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、ヘルプマークを携帯することで周囲からの援助が得やすくなります。

申請に必要なもの ① ヘルプマーク交付申請書
② 援助が必要ということがわかるようなもの
(例)・障害者手帳・特定医療費受給者証・母子健康手帳



※ヘルプマーク

14. ヘルプカード

問・福祉課

対象者 障害者手帳(身体、療育、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方

内容 障害のある方などが常に携帯することで、災害時や緊急事態に巻き込まれたときに、必要な支援や配慮を周囲の人に伝える為のカードです。

申請に必要なもの

- ① ヘルプカード申請書
- ② 障害者手帳(身体、療育、精神障害者保健福祉手帳)
- ③ 顔写真(写真の貼付を希望する方のみ)

15. いしかわ支え合い駐車場制度

問・福祉課

対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが等で歩行が困難な方

- ・身体障害者手帳(視覚1～4級、聴覚2.3級、平衡機能障害3.5級、上肢不自由1.2級、下肢不自由1～6級、体幹不自由1～5級、乳幼児以前の非進行性の病変による運動機能障害 上肢機能1.2級 移動機能1～6級、内部障害1～4級)
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

内容 障害者等用駐車場を適正に利用していただくため、障害者や高齢者などで歩行が困難な方に石川県内共通の利用証を交付する制度

申請に必要なもの

- ① いしかわ支え合い駐車場利用証交付申請書
- ② ・障害者手帳(身体、療育、精神障害者保健福祉手帳)
 - ・特定医療費受給者証
 - ・介護保険被保険者証
 - ・母子健康手帳
 - ・医師の証明書 等

16. 駐車禁止除外

問・能美警察署

対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者で重度の方

内容 歩行困難な方が利用する車は、事前に警察署において標章の交付手続きを受けることで、駐車禁止除外の対象となります。

- ・身体障害者手帳(視覚1～4級、聴覚2.3級、平衡機能障害3級、上肢不自由1.2級、下肢不自由1～4級、体幹不自由1～3級、乳幼児以前の非進行性の病変による運動機能障害 上肢機能1.2級 移動機能1.2級、内部障害1～3級)
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

17. 郵便による不在者投票

問・総務課

対象者 両下肢・体幹・移動機能障害1、2級
内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸)1～3級
免疫障害・肝臓障害1～3級

内 容 身体障害者の交付を受けており、投票所へ行くことが困難な方は事前に申請することで郵便により投票することができます。また、対象者のうち上肢・視覚の障害程度が1級の方は代理記載をさせることができます。(事前に申請が必要)

18. 盲人用点字小包の無料配達

問・郵便局

内 容 中身が盲人用点字物のみで、封筒を半開封とし、左上部に「盲人用点字小包」と表示したものは、郵便料金が無料となります。

19. 青い鳥郵便はがきの無料配布

問・郵便局

対象者 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A

内 容 対象者で希望する方に、お一人につき通常郵便はがき(「無地」、「インクジェット紙」、「くぼみ入り」)または胡蝶蘭はがき(「無地」「インクジェット紙」)20枚を、青い鳥をデザインしたオリジナルの封筒に入れて無料で配布します。

申請期間 毎年4月1日～5月31日

20. 川北町身体障害者福祉協議会

問・福祉課

会員資格 川北町在住で、身体障害者手帳をお持ちの方(年会費700円)

内 容 会員の方々の自立生活の促進及び社会生活の安定と福祉の増進を図り、会員相互の親睦を深めることを目的としています。温泉療養、石川県身体障害者福祉大会参加、川北町他団体主催大会参加などの活動を行っています。

21. 身体障害者相談員・知的障害者相談員

問・福祉課

対象者 身体障害者、知的障害者

内 容 相談員は、町が委嘱した民間の協力者(おもに障害者やその家族)で、障害のある方の養育や生活などについて無料で相談に応じています。

相談内容等の個人情報厳守されますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談員の連絡先などについては、福祉課へお問い合わせください。

22. 障害者110番

問・石川県手をつなぐ育成会

内 容 障害のある方ご本人、家族、友人、知人による家庭や職場での人間関係や、かかりつけ医、福祉サービスに関する事など、日常生活における様々な相談を相談員により受け付けています。

・電話番号 076-264-1766 ・メールアドレス ikuseikai@p2222.nsk.ne.jp

対応時間 平日 10時から17時(休日・夜間その他緊急の相談は、携帯電話に転送して対応)できます。